
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 IFRS 第 9 号に関するエンドースメント手続

本資料の目的

1. 本資料は、2014年7月に公表されたIFRS第9号「金融商品」（以下、特に断りのない限り「IFRS第9号」という。）に関して、2017年8月29日開催の第36回IFRSのエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）の検討状況を踏まえて、エンドースメント手続として全体的な評価を行うことを目的としている。

これまでの検討経緯

第 34 回及び第 35 回作業部会における検討

2. 第 34 回作業部会（2017年5月19日開催）及び第 35 回作業部会（2017年6月22日開催）では、以下の確認及び検討を行った。
 - (1) IFRS 第 9 号により改正された要求事項の概要の確認
 - (2) 欧州におけるエンドースメントの状況の確認
 - (3) IFRS 第 9 号の開発過程における我が国の関係者からの意見発信のフォロー・アップ
 - (4) IFRS 第 9 号の全体的な評価、及び「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出
3. そのうえで、「削除又は修正」の要否に関して、事務局から以下の提案を行った。
 - (1) 分類及び測定に関する限定的修正に関して、「削除又は修正」の検討は不要であること
 - (2) 減損に関して、
 - ① 会計基準に係る基本的な考え方の観点から「削除又は修正」の検討を詳細に行うべき項目はないこと
 - ② 実務上の困難さの観点で「相対的アプローチ」及び「将来予測的な情報」に

ついて「削除又は修正」の要否を検討すべきであり、主に金融機関の実務における知見を踏まえた評価とする必要があること

第 35 回作業部会では上記の提案に異論は聞かれなかったが、(2)①の評価において、予想信用損失モデルの全体的な方向性あるいは基軸となる考え方について、評価する必要がある旨の意見が聞かれ、関連する評価について第 36 回作業部会に示したものを別紙 1 (A5 項及び A6 項) としている。

金融商品専門委員会における検討

4. 前項の検討を踏まえて前項(2)②の 2 項目(「相対的アプローチ」及び「将来予測的な情報」)について金融商品専門委員会に検討が依頼された。
5. まず、第 119 回金融商品専門委員会(2017 年 8 月 4 日開催)では、IFRS 第 9 号全体について、以下の(A)及び(B)のうち、(1)、(3)、(4)を通じて第 35 回作業部会の作業を確認するとともに、IFRS 第 9 号の減損の検討に関連する可能性のある追加の周辺状況を(2)で確認した。

次に、第 120 回金融商品専門委員会(2017 年 8 月 24 日開催)では、検討が依頼された IFRS 第 9 号の減損の 2 項目について、(C) (5)の確認を①を中心に行いつつ、②を参考として補足した。最後に、実務上の困難さの観点で 2 項目の評価を行った。

(A) 検討に関連する可能性のある IFRS 第 9 号に関する周辺状況を確認する。

- (1) 欧州におけるエンドースメントの状況の確認
- (2) 減損の要求事項に関連するバーゼル銀行監督委員会が公表している取扱いの確認

(B) 第 35 回作業部会で検討した「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出の過程を確認する。

- (3) IFRS 第 9 号の開発過程における我が国の関係者からの意見発信のフォロー・アップ
- (4) IFRS 第 9 号の全体的な評価、及び、「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出

(C) 作業部会において専門的見地から検討が必要とされた項目について具体的に検討する。

(5) (4)において、専門的見地から検討が必要とされた項目（第3項(2)②）についての検討

① 我が国における対応又は検討状況の確認

② 欧州での IFRS 適用に向けた準備状況の確認

6. その結果、第120回金融商品専門委員会では、検討が依頼された2項目（第3項(2)②）について、以下のとおり、事務局から「削除又は修正」を行うまでに至らないことを提案し、異論は聞かれなかった。

第120回金融商品専門委員会資料(3)抜粋

実務上の困難さの観点での評価

47. 前述のとおり、相対的アプローチの適用に関して、第39項で示された我が国の銀行で見込まれる実務上の困難さへの対応については、現行の債権管理や信用リスク管理体制（システムを含む。）からの追加的な対応が必要となり、ステージ判定の基準・閾値の設定については今後も継続して対応が検討されるものと考えられる。よって、我が国における対応が検討途中にあるため、相対的アプローチの適用の実務上の困難さについての評価を現時点で行うことは容易ではない側面がある。

48. また、将来予測的な情報の反映についても同様に、第43項で示された実務上の困難さへの対応は、使用する指標、データ整備、反映手法等について、継続して検討されている状況にあり、現時点で実務上の困難さの観点から評価を行うことは、同様に、容易ではないと考えられる。

49. ただし、第36項及び第37項に記載のとおり、EUにおいては適用上の深刻な課題は認識されておらず、他の国又は地域から適用上の重要な課題は聞かれていない。そのような状況下においてIASBに対して適用上の課題について現段階で改正を求めるには、我が国特有の理由が必要となるが、それらを見出すことは難しいものと考えられる。これらを踏まえると、実務上の困難さは見られるものの、「削除又は修正」するまでには至らないと考えられるがどうか。

評価のまとめ

50. 上記のように、「相対的アプローチ」及び「将来予測的な情報」の実務上の困難

さについて「削除又は修正」するまでには至らないと考えられるがどうか。

7. 第4項から前項までの検討状況に関して、第366回企業会計基準委員会（2017年8月9日開催）及び第367回企業会計基準委員会（2017年8月25日開催）において審議を行い、第3項及び第6項と同様の提案を行い、これに対して特段の異論は聞かれていない。

なお、第367回企業会計基準委員会では、第120回金融商品専門委員会における審議で、第6項の「削除又は修正」をするまでには至らないとの事務局の提案に複数の専門委員が同意するにあたり、これがエンドースメント手続に基づく評価であることが強調されていたことも踏まえ、公表文書作成にあたって当該趣旨を明確にすべきとする意見が聞かれており、公表文書の文案の記載において検討する。

第36回作業部会における検討

8. IFRS第9号の減損の要求事項について、第36回作業部会（2017年8月29日開催）以下の検討を行った。

- (1) 第36回作業部会では、まず、第7項の検討結果のフィードバックを実施し、実務上の困難さの観点での評価を行った。

その結果、第367回企業会計基準委員会と同様に、「削除又は修正」をするまでには至らないとする提案に特段の異論は聞かれなかった。

なお、IFRS第9号に関するIASBの移行リソースグループやIFRS解釈指針委員会での実務上の適用に関する議論の中で、実務上の困難さに関して基準の見直しにつながる議論がなかった点を「削除又は修正」を行わない根拠として補強する意見があり、公表文書の文案において検討する。

- (2) 第36回作業部会では、次に、これまで作業部会で検討していない「周辺制度との関連」の観点での評価を追加で行った。
- (3) 最後に、第34回作業部会から第36回作業部会までの検討を総括して、IFRS第9号の減損についての全体的な評価を行った。

本日の検討事項

9. これまでの検討及び第 36 回作業部会を踏まえ、本日は次を検討する。
 - (1) 「周辺制度との関連」の観点での評価（第 10 項から第 12 項）
 - (2) IFRS 第 9 号の減損についての全体的な評価（第 13 項以降）

「周辺制度との関連」の観点での評価

第 36 回作業部会における検討

10. 周辺制度との関連では、本減損モデルを導入した場合の影響について、別記事業（財務諸表規則第 2 条）である銀行における、銀行法¹による規制との関連等が挙げられる。
11. 第 36 回作業部会では、自己資本比率規制は、会計数値を基礎としているものの、別途定められるものであり、周辺制度との関連の観点で、特段対応すべき項目はないと考えられるとする提案を事務局より行い、特段の異論は聞かれなかった。

作業部会の検討を踏まえた提案

12. 前項を踏まえて、事務局から、周辺制度との関連の観点で特段対応すべき項目はないと考えられることを提案する。

ディスカッション・ポイント

前項の提案についてご意見をいただきたい。

¹ 2017 年 8 月 18 日に公表された「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等により、IFRS 又は修正国際基準に基づく連結財務諸表の作成及び当該適用した基準に基づく連結自己資本比率の算出を認める提案がなされている。一方で、現行の自己資本比率の基準値を調整する提案はなく、適用会計基準変更時に著しい差異が生じた場合に、対比及び要因分析を要求することが提案されているのみである。

IFRS 第 9 号の減損についての全体的な評価

第 36 回作業部会における検討

13. 第 36 回作業部会では、IFRS 第 9 号の減損に関する「会計基準に係る基本的な考え方」、「実務上の困難さ」、「周辺制度との関連」の観点からのこれまでの評価を、以下のとおり整理した。

(会計基準に係る基本的な考え方)

14. 第 35 回作業部会での検討を踏まえ、日本基準と比較した場合の特徴と考えられる「算定期間の区分」、「相対的なアプローチ」及び「将来予測的な情報の反映」について分析した結果、日本基準との相違はあると考えられるものの、一定の合理性が認められ、会計基準に係る基本的な考え方の観点から特段否定すべきものではないものと評価し、「削除又は修正」の検討を詳細に行うべき項目はないことを提案し、当該提案について、第 366 回企業会計基準委員会において特段の異論は聞かれていない。

(実務上の困難さ)

15. 第 366 回企業会計基準委員会において、実務上の困難さの観点から「相対的なアプローチ」及び「将来予測的な情報」について金融商品専門委員会に検討を依頼することを審議した。さらに、第 120 回金融商品専門委員会での審議を受け、当該 2 項目について、EU においては適用上の深刻な課題は認識されておらず、他の国又は地域から適用上の重要な課題は聞かれていない状況下において IASB に対して適用上の課題について現段階で改正を求めるには、我が国特有の理由が必要となるが、それらを見出すことは難しいものと考えられる。これらを踏まえ、実務上の困難さは見られるものの、「削除又は修正」しないことを提案し、第 367 回企業会計基準委員会の審議において異論は聞かれなかった。

(周辺制度との関連)

16. 「周辺制度との関連」の観点については、適正な基準値は基本的に会計基準とは別に定められるものであり特段の懸念はないものと考えられるため、「削除又は修正」の検討が必要なほどの項目はないと考えられることを事務局より提案し、第 11 項のとおり、第 36 回作業部会において特段の異論は聞かれていない。

(総合的な評価)

17. 上記の第 14 項から第 16 項の整理を踏まえ、第 36 回作業部会では、IFRS 第 9 号の減損に関して、「削除又は修正」を行う必要はないとの全体的な評価を提案した。当該提案について、第 36 回作業部会では特段の異論は聞かれず、また追加で検討が必要な項目についても意見は聞かれていない。

作業部会の検討を踏まえた提案

18. 前項を踏まえて、IFRS 第 9 号の減損に関して、「削除又は修正」を行う必要はないとの全体的な評価を行うことが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

前項の IFRS 第 9 号の減損についての事務局の全体的な評価についてご意見をいただきたい。

以 上

(別紙1)

**IFRS 第9号の減損に関する「会計基準に係る基本的な考え方」の観点
での評価（第35回作業部会で聞かれた意見を反映したもの）**

IFRS 第9号の減損の各観点からの評価

- A1. IASB は、IFRS 第9号の減損の要求事項の目的を、個別の評価であれ集合的な評価であれ、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品について、将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、全期間の予想信用損失を認識することであるとしている（IFRS 第9号第5.5.4項）。
- A2. 本改正は、個々の条項が相互に関連する1つのモデルとして新たに導入されたものであることから、各条項について細分化した検討を行うのではなく、当該モデル全体について、目的及び特徴的な基礎となる考え方に着目した評価を行っている。

(1) 会計基準に係る基本的な考え方

(検討対象となる論点)

- A3. IFRS 第9号による改正は、信用損失事象が発生するまで利息収益の認識が過大になるとともに、信用損失の認識が遅れるとの金融危機時に生じた批判に対処することが意図されており、本減損モデルの目的の適切性について評価する必要がある。
- A4. また、日本基準と比較した場合、次の3つの基礎となる考え方が「予想信用損失モデル」における特徴であると考えられ、会計基準に係る基本的な考え方の観点から当該特徴的な考え方について、本資料A7項以降で評価している。
- (1) 算定期間の区分：減損について、用いる算定方法そのものを区別するわけではなく、全期間の予想信用損失を測定する金融商品と、12ヵ月の予想信用損失を測定する金融商品に区分する。
 - (2) いわゆる相対的アプローチ (relative approach)：各報告日時点における信用リスク評価でなく、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかに基づき金融商品を区分する。
 - (3) 将来予測 (forward-looking) 的な情報：将来の経済状況の予測も含め、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して予想信用損失を測定する。

(各論点について)

減損モデルの目的（第35回作業部会で聞かれた意見を反映）

- A5. 日本基準では、企業会計原則注解（注18）において、引当金の計上要件として、将来の特定の費用又は損失であり、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができるものとされており、貸倒引当金はその一例とされている。また、我が国の金融商品会計では、「貸倒引当金は、債権の評価勘定として、期末債権について将来顕在化する損失のうち、期末までにその原因が発生しているものの損失見込額を計上するものである。」（金融商品会計に関する実務指針第302項）とする考え方が示されていることに加え、後述（A15項参照）のとおり、将来予測的な情報を見積りに反映する考えも一部取り入れられていることを考慮すると、期末までにその原因が発生しているとの前提をおきつつ、将来の発生が見込まれる損失を費用認識することにより債権の評価を行うことが目的とされていると考えられる。
- A6. 一方、IFRS第9号の予想信用損失モデルの目的については、信用損失事象が発生するまで損失の認識が遅れる（「too little, too late」である。）との金融危機時に生じたIAS第39号の発生損失モデルに対する批判に、主に引当金に将来予測的な情報を加味することで対処する意図があった旨の記述がIFRS第9号の結論の根拠にある。加えて、予想信用損失の測定において、当該将来の経済状況の予測について、報告日において利用可能な合理的で裏づけ可能な情報を用いることを求めている。これらを踏まえると、前項の日本基準の考え方と比較した場合、実務上は一部の対象（正常債権）について取扱いに差が生じることが考えられるものの、将来の損失を見込む目的について、会計基準レベルでは大きな差はないものと考えられる。

算定期間の区分

- A7. IASBは、算定期間を区分することにより、財務諸表利用者が当初認識以降に信用リスクが著しく増大した金融商品とそうでない金融商品とを明確に区別することが可能となることに加え、予想信用損失の適時な認識がなされることとなるとしている（IFRS第9号 BC5.135項）。
- A8. 同内容を提案していた2013年のIASBの公開草案に対し、当委員会は算定期間を区分することを支持する旨のコメントを提出しており、EUにおけるエンドースメント手続においても当該考え方は否定されていない。
- A9. 算定期間を12か月と全期間に区分する考え方については、次の評価を踏まえ、特段否定すべき点はないと考えている。

- (1) リスクの高低に応じた区分を設けることは、これまでの会計基準でも見られるアプローチであること
- (2) リスクが高いものについては、見込まれる損失全額を織り込む目的上、全期間を算定期間とし、リスクが低いものについては、算定する対象期間を12か月として、同事業年度に当該金融商品により認識される収益と対応した信用損失引当金を認識することに繋がると考えられ、当該区分を設けることに一定の合理性があること

いわゆる相対的アプローチ

- A10. 本減損モデルでは、当初の金融商品の価格付けにおいて当初の予想信用損失が黙示的に含まれることも踏まえ、前述の算定期間の区分を、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を判定することにより行うことを求めており（IFRS第9号BC5.84項）、このような当初の信用リスクとの比較に基づくアプローチは「相対的アプローチ」と呼ばれている。
- A11. 相対的アプローチに基づく当該信用リスクの著しい増大による区分は、日本基準における債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を区分する方法とは異なるアプローチであるものの、次の理由から、考え方そのものについて否定するまでには至らないと考えられる。
- (1) 当初認識時より信用リスクが高い金融商品についても、通常は価格付けに当該信用リスクが反映されていると考えられ、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したことに基づき全期間の予想信用損失の認識することが、適時なものとなることが見込まれる。
 - (2) 同一債務者でも金融商品の組成時期によって引当水準が異なる可能性があるものの、当該引当水準の決定が当初認識時の価格付けを基礎とすることから生じるものであり、当初認識以降の信用リスクの変動を判定に用いることそのものを否定するまでには至らないと考えられる。
- A12. なお、当該アプローチについて、実務における信用リスク管理方法と必ずしも合致しないこととなり、実務上の困難さについて懸念が聞かれていたため、当該観点からも評価を行う。

将来予測的な情報

- A13. 本モデルでは、予想信用損失を、「過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏づけ可能な情報」を当該予想信用損失の見積りに反映するものとして、将来

予測的な情報を予想信用損失の測定に織り込むことを要求している（IFRS 第 9 号 第 5.5.17 項(c)）。

A14. 将来の経済状況の予測を予想信用損失に織り込む方針については、信用損失事象が発生する前に、適時の認識を目指す本減損モデルの目的に沿ったものであると考えられ、過去の実績率等のみからの見積りが当該要求に必ずしも合致したものではないものとなる可能性がある。

A15. この点、日本基準では、一般事業会社における一般債権や金融機関における正常先、要注意先に対して集合的に貸倒引当金を算定するにあたり、過去の貸倒実績率等を基礎とするとされており、基本的には過去の情報に基づくものの、IFRS 第 9 号のように将来予測的な情報を見積りに反映する考えも、一部、取り入れられており、特段否定すべきものではないと考えられる。

(1) 一般債権について設けられている、外部環境等の変化を考慮し過去の貸倒実績率を補正するその他の方法（金融商品会計に関する実務指針 第 111 項）や、貸倒懸念債権についての将来キャッシュ・フローの見積に基づく測定（金融商品会計に関する実務指針 第 115 項）には、一定程度将来予測的な情報を考慮する旨の記述がある。

(2) 銀行等の貸付金についても、貸倒引当金の測定の際に将来見込等必要な修正を加えることが要求されている²。

A16. なお、本論点については、主に当該情報の取得にかかるコストについて、実務上の困難さの観点からも評価する。

（論点全体の評価）

A17. 上記のとおり、IFRS 第 9 号の減損における基礎となる考え方は、IAS 第 39 号に対する批判に対処し、適時適切に信用損失を認識しながら、利息収益と信用コストの適切な対応を図るものであり、当該目的について否定すべき点はないと考えられる。

A18. また、本改正の特徴的な基礎となる考え方については、日本基準の貸倒見積高の算定において採用されている債権の区分や区分方法と比較した場合に相違があり、評価において論点となり得るが、前述のとおり、相対的アプローチにより対象となる金融商品を区分する考え方そのものには、一定の合理性があるものと考えら

² JICPA 銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」

れる。

- A19. 以上を踏まえると、改正された減損モデルについての基礎となる考え方については、否定すべき大きな問題はないと考えられ、会計基準に係る基本的な考え方の観点から「削除又は修正」の検討を詳細に行うべき項目はないと考えられるがどうか。

以 上